

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

双葉町長

伊澤史朗

双葉町条例第 2 0 号

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例（令和 3 年双葉町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 1 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新設等される施設等について適用し、同日前に新設等された施設等については、従前の例による。